

三朝町若年子育て世帯移住定住促進補助金

40歳未満の方で、かつ、小学校修了前の子どもを扶養している方が住宅を新築、増改築、購入又は賃借して改修する場合

➤ **補助金：最大50万円**

(補助対象経費の2分の1以内、千円未満切り下げ)

【補助対象者】

次に掲げる要件をすべて満たす方。ただし、本補助金の申請日1年以内に三朝町から転出したことがある者は除きます。

- (1) 補助金交付申請日において、本町の住民基本台帳に記録されていない方又は町外から三朝町に転入して1年を経過していない方
- (2) 同居する小学校終了前の子どもを扶養している方
- (3) 本補助金の交付を受けてから5年以上三朝町に定住しようとする方
- (4) 自らの負担で住宅を新築、増改築し、もしくは購入し、又は賃借して改修する方で満40歳未満の方
- (5) 3親等以内の親族との同居を目的とし、3親等以内の親族から住宅を継承した方
- (6) 過去において本補助金の交付を受けていない方

【対象住宅】

自ら居住する目的で三朝町内にある土地に新築、増改築し、購入又は賃借して改修する住宅。

ただし、増改築する住宅については、3親等以内の親族から継承したことが確認できる住宅であって、台所、浴室、トイレ又は玄関のうちいずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置しようとする住宅に限ります。なお、賃借する住宅については、対象住宅の所有者との間に改修工事の同意及び現状回復義務の免除について確認ができたものでなければなりません。

お申し込み・お問い合わせは、

三朝町 観光交流課

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬999-2

TEL : 0858-43-3514

ホームページアドレス <http://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/374/1325/>

住宅を新築、購入する場合

平成30年4月13日より
利用可能となりました！

三朝町と住宅金融支援機構が連携

【フラット35】子育て支援型が利用できます！

フラット35子育て支援型とは、子育て支援のために三朝町と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する三朝町による補助金交付とセットで**【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度**です。

金利引き下げ期間	金利引き下げ幅
当初 5 年間	【フラット35】 の借入金利から年▲ 0.25%

➤金利引き下げを受けるための条件

「三朝町若年子育て世帯移住定住促進補助金」の交付対象で、

次の要件をすべて満たす必要があります。



- 補助申請者の年齢が補助金交付申請日時点で満40歳未満であること
- 補助申請者に、補助金交付申請日時点で小学校修了前の現に同居し扶養する子があること。

★**【フラット35】子育て支援型**をご利用いただくためには、三朝町から、**【フラット35】子育て支援型利用対象証明書**の交付を受ける必要があります。

フラット35のお問い合わせ先

〈フラット35サイト〉
www.flat35.com

住宅金融支援機構中国支店 地域営業グループ

082-221-8654

営業時間：9:00～17:00(土日祝日を除きます。)